



奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

The Kizuna

No. 169

2012
Jun

6

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人:

関西障害者定期刊行物協会

編集人: 奈良県自閉症協会

支部長&事務局: 河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)日発行

奈 良県自閉症協会の総会おえる
 2012年度特定非営利活動法人
 奈良県自閉症協会の第5回総会が6
 月18日(月曜日)大和郡山市福祉
 会館2F会議室で行われました。お
 忙しい中、多くの来賓の皆様が駆け
 つけて下さいました。また、公務が
 あり残念ながら出席できないけれど
 もということで上田清大和郡山市
 長・仲川げん奈良市長をはじめ国会
 議員・県会議員の皆様から祝電や
 メッセージをお寄せ頂きました。改
 めて、お礼を申し上げます。河村が
 冒頭あいさつで、今回の維新の会大
 阪市議団の家庭教育支援条例案の背
 景にある、「親学(おやがく)」につ
 いての不穏な動きを述べました。そ
 のことを総会欠席の方にも知って頂
 きたいので少し述べさせて頂きます。

親学推進協会(高橋史朗理事長)
 が日本財団などの助成を受け推進し
 ているのですが、「発達障害は親の
 子育てに原因」「伝統的な子育てで
 発達障害を予防できる」など極端に
 間違った考えが含まれています。親
 学の趣旨を簡単にいえば、育て方が
 悪いから発達障害になるのだ。子ど
 もの教育のために親をもっとしっか
 りさせないとだめだ。日本の伝統的
 な子育ては最高である。という考え
 で成り立っています。2012年4月
 10日に設立された超党派の国会議
 員による親学推進議員連盟(安倍晋

三会長)は、この高橋史朗氏の親学
 の考えに基づく家庭教育推進法(仮
 称)を制定することを目指しておら
 れるようです。この「親学」を推進
 している人たちは、家庭教育の重要
 さに共感し、発達障害を差別したり、
 親を追い詰めたりする気持ちはなく
 善意で行っていると思われます。し
 かし5月25日衆院第議員会館で開
 かれた勉強会の講師をはじめ内容
 を見ると、あまりにも偏った、特
 に、怪しげな親学推進会議とTOS
 S(現役教師の教育技術の勉強会で

定期総会を終えて

会員1万人の民間団体でEM菌・水
 からの伝言・ゲーム脳などのえせ科
 学を教材として問題となっている。)の非科学的な考えが入っており、と
 ても心配な中身です。今の形や内容
 で早急に家庭教育推進法が出される
 のは問題ですので、国会議員の先生
 方は、日本自閉症協会をはじめ、もっ
 と幅広い団体や教育関係者を講師に
 しての勉強会や、広く国民の意見収
 集されますよう希望します。

(河村)

今 回の総会に次の来賓の皆様が
 お越し下さいました。(敬称
 略)

奈良県障害福祉課

平田千江子(ひらたちえこ)

奈良県発達障害者支援センター
 であー相談員

大西和幸(おおにしかずゆき)

奈良県議会議員

梶川虔二(かじかわけんじ)

奈良県議会議員

藤野良次(ふじのよしつぐ)

奈良県議会議員

宮本次郎(みやもとじろう)

衆議院議員

吉川政重(よしかわまさしげ)

衆議院議員 大西孝典

秘書 高沢恒介(さわだこうすけ)

衆議院議員 高市早苗

秘書 木下守(きのしたまもる)

参議院議員 中村てつじ

秘書 吉川友裕

一般社団法人奈良県手をつなぐ育成
 会 川本肇(かわもとはじむ)

奈良県重症心身障害児(者)を守る
 会 品川清美(しながわきよみ)

奈良県高機能自閉症児・者の会「ア
 スカ」池田夕起子

有限会社結崎アカデミー代表取締役
 前川孝士(まえかわたかし)

宇陀市

城山吉史(しろやまよしふみ)

5月26日「発達障害を予防する伝統的子育てとは」のブログのコメントに対して

公開日：2012年6月2日 | 投稿者：下村博文

5月26日に発達障害についてのブログを掲載したところ、多くの方々からご意見をいただきました。ご意見に対する私の見解が遅くなってしまったことを深くお詫びしたい。

このテーマは第4回の親学推進議連の金子保講師の講義テーマそのままであったので、私のブログの問題ではあるが、親学推進議連の問題でもあるので、世話人の意見の取りまとめに時間がかかってしまった。金子保氏は、発達障害は治せるものと治せないものがあると位置付けていたが、日本自閉症協会の山崎晃資会長によれば、発達障害は脳の機能的な障害であり、予防という概

念が当てはまらないという。そしてこの医学的見解が一般的である。

第5回の親学推進議連では、このようなことから金子保氏と逆の立場の医学専門家や発達障害児のための団体の代表の方をお呼びし講演をしていただくことにした…。

また今後、「家庭教育支援法」を制定し、必要な家庭の支援を国や自治体、またNPO等の民間団体が行えるようにしたいと考えているが、発達障害は家庭教育支援法から除き、関係者の方から他の要望があれば対応すべきこととした。

発達障害の親の苦労がわかっているのかというご批判もあったが、私自身が発達障害の親であり、親の苦労は分かっているつもりだ。息子はディスレクシアであり、親としての心情は私の著書「下村博文の教育立国論」に書いている。私が教育をライフワークにしているのは、すべ

ての子供たちが社会で幸せな人生を送るために、今の日本の教育を変えなければならないと思ったからだ。金子氏の意見のみを断定して支持したつもりではないが、いろいろな方の貴重な意見は意見として、参考にすべきところもあると思い、それをブログに書いたが、そのことによって多くの方々に不愉快な思いにさせてしまい、また誤ったメッセージになってしまったことは事実であり、深くお詫び申し上げたい。今後この問題は私自身の問題として一層取り組んで参り、発達障害児の父母の方々と共に行動していきたい。



現在、高橋氏に対する批判がマスコミやネット上で多くなされており、以前出された著書や講演などの内容と現在の主張がかわってきていることや、自分の都合のよいように他人の論を一部拝借したり、会議や研究会で同席したことで、自分の説が同席者に受け入れられたとしていることなどが揚げられている。今回、これらの批判に対し高橋史朗氏ご本人が次の様な反論のコメントをしておられます。そのまま掲載します。お読みになって皆様はどう思われるでしょうか。(河村)

○明星大教授・高橋史朗 家庭教育支援条例の混乱を正す

2012.6.2 07:48

大阪維新の会の家庭教育支援条例をめぐる混乱について3点述べたい。

まず第1点は、条例案の「乳幼児

期の愛着形成の不足が軽度発達障害やそれに似た症状を誘発する大きな要因」と書かれた箇所のうち、「愛着形成」を「愛情不足」とほとんどのマスコミが誤報し、この文言が一人歩きしたために反発を招いたということである。

乳幼児が不安や恐怖に陥ったときに求められる「愛着形成」は、対人関係能力と自己制御能力の土台であり、この形成に決定的な問題が生じたとき、セロトニン系の神経機能不全を引き起こすことは広く知られている。

また、医療の立場で育てる「療育」の観点からも、2次障害を防ぐための「愛着形成」の重要性が指摘されている。

親にどんなに愛情があっても、愛着を形成するための具体的なかわり方がわからなければ、愛情は伝わらない。その意味で「愛着形成の不

足」と「愛情不足」は意味が異なり、これを混同したことが混乱の一因といえる。

第2点は、先天的な器質障害と環境要因が関与する後天的な2次障害を混同したことである。「乳幼児期の愛着形成の不足」が先天的な器質障害の「大きな要因」ではないから、この点で条例案は不適切である。

しかし、環境要因が2次障害に関与していることは明らかであり、社団法人日本発達障害福祉連盟が一昨年、発達障害の臨床にかかわる医師へのアンケート(回答1031人)と20人への面接調査を主体に医師の意見を求めたところ、ゲーム・インターネットの普及、家庭の教育力の低下など、成育環境や胎内環境などの変化を発達障害の増加要因とする意見も少なくなかったことが明らかになっている(同連盟編『発達障害白書2012版』日本文化科学

社)。

明星大教授・高橋史朗 家庭教育支援条例の混乱を正す 2012. 6. 2 07:48

浜松医科大学の杉山登志郎教授は「素因のレベル」と「障害のレベル」を分ける必要があるとして、前者を「発達凸凹」、後者を「発達障害」と呼び、発達凸凹プラス適応障害イコール発達障害、と定義づけている。このような「発達障害」の定義について共通理解を図る必要がある。

発達障害をどう捉えるかという共通理解の欠如が今回の混乱の背景にある問題であり、愛着形成は「発達凸凹」の「素因」ではなく、後天的な「発達障害」の「誘因」といえる。

杉山教授が「発達凸凹」という呼び方をするのは、凸凹は発達の個人差であって「マイナスとはかぎらない」からである。子供を正常か異常かで二分し、発達障害児は異常と捉

えるのは根本的な誤りである。

第3点は、子供は発達段階に応じて親から保護される権利があり、教育基本法第10条は、「父母その他の保護者は……心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」と明記している。そもそも家庭教育支援条例はこの教育基本法の趣旨を具体化するためのものであり、子供の「発達を保障」し、「親育ち」を支援するためのものであることを見落としてはならない。

何よりも大切なのは親の「心のゆとり」であり、そのための総合的な環境整備が必要なことは言うまでもない。先天的な器質障害は「完治」できないが、社会に適応できる程度に症状を「改善」できる可能性があるので、「発達凸凹」の早期発見、親支援、家族支援のシステムと人材育成を全国に広げる必要がある。

【プロフィール】高橋史朗たかはし・

しろ 埼玉県教育委員長など歴任。明星大学教育学部教授、一般財団法人「親学推進協会」理事長



日本

小児神経学会から今回の大阪維新の会の家庭教育支援条例案 についての発達障害を正しく理解するためにと題するコメントが出されています。(河村)

一大阪維新の会・大阪市議員団が提案した「家庭教育支援条例案」に関する日本小児神経学会の見解—日本小児神経学会は、発育期に神経系の障害をおこす疾患を専門的に診療・研究し、日常診療では多くの発達障害のある子どもたちと家族を支援している学術団体として、2012年5月1日大阪維新の会・大阪市議員団が提案を予定していた「家庭教育支援条例」案は、認めがたい条例案であると考えます。

特に、発達障害と愛着・子育ての関連に関する表現について大きな問題があると考えます。第15条の表現の中に、「乳幼児期の愛着形成の

不足が軽度発達障害の大きな要因である」と解釈できる部分があります。発達障害の多くは、生来の要因が関係しているものです。乳幼児期の愛着形成の状況が発達障害の状態に影響することはあり得ますので、愛着形成が大切であることはいまでもありません。しかし、育った環境の影響だけで発達障害が生じると受け取れる表現は条例として適切なものとは思われません。また、第18条の表現では、「伝統的子育てで発達障害が予防できる」と解釈できます。この表現は、第15条と同様に「発達障害は子育てが原因で生じている」との誤解を与えかねず、発達障害のある子どもたちを育てている保護者の方々をさらに厳しい状況へと追い込むことになりかねません。また、「伝統的子育て」の表現も曖昧なものと考えます。

大阪市の議員条例案は、ご家族、

専門家などからの同様の批判により5月7日に撤回されました。しかし、今回の条例案問題からは、発達障害に対する誤った考えが通用している社会状況が示唆されます。今後、同様の混乱が生じないように、政治に携わる方々には発達障害に関する科学的で適切な知識や考え方を是非とも学んでいただきたいと考え、条例案撤回後のこの時点ではありますが、あえて提言させていただく次第です。

日本小児神経学会は、発育期に神経系に障害をおこす疾患の診療や研究を通じて、また、身近な専門的相談役として、発達障害のある子どもたちとご家族をこれからも支援し続けていくとともに、子どもたちと家族を支援できる専門家の養成を続けていく所存です。

2012年5月25日 一般社団法人日本小児神経学会理事長 大野耕策

条例案撤回までの動向と

今後の動き

○5月3日

日本自閉症協会は、日経新聞(5月2日)に維新の会大阪市議団が提出を予定している条例案についてメーリングリストで、話題になっていることの情報を行いました。

日本自閉症協会近畿ブロック理事河村氏(NOP法人奈良県自閉症協会)がメール、FAXで、大阪維新の会、大阪市議団維新の会幹事4名へ抗議文を送りました。日本自閉症協会理事辻川氏も地元の維新の会団長坂井氏に抗議されました。同じく総務の理事大久保氏(和歌山県自閉症協会)も近畿ブロックなので、維新の会へ抗議の電話を入れてくださいました。大阪自閉症協会は、夕方に直接どうしらいいか。対応の連絡を近畿ブロックの河村氏、日本自閉症協会理事辻川氏にメールを送りました。大阪も直ぐに要望書を提出するように2名から言われました。

大阪他団体から条例案について、連絡がありました。

○5月4日

大阪府発達障害団体ネットワーク(大阪府発達障害支援センター地域)の有志が要望の件で話し合いをする日程を決めました。

○5月5日

朝、河村氏に直接団長の坂井氏が電話で、内容の不備なものを出して申し訳なかった。今後は、日本自閉症協会とも連絡を取っていきたいということを告げられました。

大阪自閉症協会、全国LD親の会その他11団体が、集まり要望書を提出すること、日程を5月7日に決め、おたふく会のご提案で、マスコミ毎日新聞記者に連絡をとることになりました。

○5月6日

日本自閉症協会山崎会長から緊急性を重視して、大阪市維新の会、幹事団にメールFAXで要望書を送った。大阪自閉症協会は、他12団体の要望書を日本自閉

症協会理事辻川氏、近畿ブロック河村氏へメールで、明日大阪市会維新の会へ要望書を提出の知らせを送りました。

○5月7日

13団体が、大阪市議団維新の会へ要望書を提出しました。

テレビ局6社、毎日新聞、朝日新聞、読売新聞、共同通信、日日新聞などのもので、美延幹事長、福嶋副幹事長が「申し訳ありません。撤回します。」と、全国LD親の会内藤氏、大阪自閉症協会福田に言われました。全員の市議団に世界自閉症啓発デーのパンフレットを渡しました。

☆その後(今後の動き)

○5月12日

大阪市西区鞠公園ばら祭にて大阪市西区長、西区振興町会会長などの前で、西区選出の維新の会へ市議団東氏、府会議員横倉氏からも「申し訳なかった。」と、おわびを言っていただきました。府会、市会も超党派の発達障害の勉強会が、できるようご尽力いただきたいことを伝え

ました。

○5月14日

大阪みらいの会(民主党)市議団へ、発達障害の正しい理解を推進していただくために、大阪自閉症協会、全国LD親の会おたふく会などが訪問しました。日本自閉症協会の出版されているDVD、いとしご乳幼児から成人期までの本を贈呈しました。

○5月17日

大阪市議団維新の会美延幹事長、福嶋副幹事長、辻副団長、村上市議、今井市議5名、福祉局、子ども青少年局、教育委員会の方々、全国LD親の会内藤氏、大阪自閉症協会福田と懇談会をしました。その時も日本自閉症協会の出版されているDVD、いとしご乳幼児から成人期までの本を贈呈しました。私たちの発達障害の正しい理解、そして、大阪市の発達障害の支援の状況をふまえて、早期の療育、親子の相談支援などを1時間半聞いてくださいました。

○5月29日

大阪市の発達障害に特化した施設ジョブサイトよど、ジョブジョイントおおさかを辻市議団長はじめ6人の市議団が見学をされました。大阪府松井府知事から、大阪大学医学部片山教授を維新の会へ紹介され、勉強会をされたことを、大阪府障がい福祉室地域生活支援課福岡課長から情報をいただきました。

○6月1日

大阪市議団維新の会の勉強会に聴講いたします。

講師 大阪教育大学

名誉教授 竹田契一先生

参加 維新の会大阪市議団15名
福祉局、子ども青少年局、教育委員会、
全国LD親の会おたふく会3名、ジョブサイトよど家族会1名、はぐくみ2名、大阪自閉症協会2名

まとめ

今回の条例案の撤回されたことは、日本自閉症協会の迅速な対応が非常に

役に立ちました。近畿の理事、大久保氏、辻川氏、河村氏には、適切なアドバイスをいただき、困難な状況を乗り越えることができました。近畿ブロック、日本自閉症協会の繋がりがあることを痛切に感じました。山崎会長様はじめ全国の皆様のご尽力が、「撤回」に結びついたのでと思います。今後は、超党派の府会、市議団の発達障害の勉強会を持っていただけるよう、大阪自閉症協会は働きかけたいと思っております。今回、他の党にも日本自閉症協会の発行している書籍を配布しました。本当にありがとうございました。感謝でいっぱいです。

今後ともどうぞよろしくご指導お願い申し上げます。

大阪自閉症協会 福田啓子

平成24年5月7日

一般社団法人 日本発達障害ネットワーク 理事長 市川宏伸
社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会 理事長 北原守
社団法人 日本発達障害福祉連盟 会長 金子健
全国児童発達支援協議会 会長 加藤正仁

大阪維新の会 大阪市議会議員団への要望書

貴市議 団が提出される予定の「家庭教 育支 援 条例（案）」における発達障害の理解は社 会的理 解と異なっ
ており、多くの発達障害児者本 人とその家族、関係者を困惑させる内容となっております。すでに、2004 年 1 2
月 3 日 に国会は「発達障害者支援法」を成立させ、2005 年から施 行さ れております。条文には発達障害の基
本的な定義として、「生来の脳の機能的な問題が基盤にある」ことを規定しています（下記参照）。

ところが、貴市議団の条例案では、発達障害 の原因を取り違え、発達障害が親の育て方で生じるとい う理解に
基づいており、案文全体にその影響があります。特 に第 4 章の第 1 5 条では、「乳幼児期の愛着形成の不足が軽
度発達障害またはそれに似た症状を誘発する大きな要因」、第 1 8 条では「わが国の伝統的子育てによって発達障
害は予防、防止できるもの」としていること等は、極 めて遺 憾です。当 事 者・家 族・関 係 者たちの努 力
により、親の子育ての仕 方によって発達障害が生じるとい う考え方は、完全に否定されており、条 例 案の内 容
を支持する科学的 な知見は存在しないと理解しております。

今回の貴市議 団の条例案は、これまで正しい理解を促進していこうという努力を進めてきた当事者団体の取り
組みを踏みにじるものです。発達障害に関しては、発見し、子どもの障害特性に配慮した育て方が必要な事が知ら
れています。子どもたちの社会適応を促進するためにはユニバーサルデザインなど、社会の受け入れ側の取り組み
も必要です。子育て支援・保育 から特 別支 援 教 育を経て、就 労における支 援までのライフステージを通 した
支援のなかで、本 人 と家族が取り組みを進めていくものです。

発達障害に関連する政策立案においては、科学的知見を最大に配慮し、これまでの当事者たちの取り組みに理解
を示した上で、当事者の声を聞きながら取り組んでいくことを私たちは求めます。

（参考） 発達障害者支援法

第 1 章総則

（定義）

第 二 条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達 障 害、学 習
障 害、注 意 欠 陥 多 動 性 障 害その他 これに類する脳 機能の障 害であってその症状が通常低年齢におい
て発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者を
いい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八才未満のものをいう。

3 この法 律において「発 達 支 援」とは、発 達 障 害 者に対し、その心 理 機能の適 正な発 達 を支援し、
及び円滑な社会生活を促進するために行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

（参考） 政 令

世界 保 健機 関（WHO）の国際 疾 病 分 類（ICD）に基づき、「脳 機能の障害であって、その障害が通常
低年齢に発症するもののうち、ICD の F 8（学習能力の特異的発達障害、広汎性発達障害など）および F 9（多
動性障害、行為障害、チック障害など）に含まれるもの」とされてます。

日自協第12-9号
平成24年5月28日

奈良県警察本部
本部長 原山 進 殿

社団法人 日本自閉症協会
会長 山崎 晃 資

西和警察署管内で生じた事案について（抗議）

平成23年11月26日、西和警察署管内で生じた事案について添付資料のとおり、署員の対応、および警察署長の質問文への平成24年4月16日の回答について当協会として抗議を行います。西和警察署長の回答をお待ちしていたため、時間が経過してしまったことを追記します。

当協会関係者は、常日頃社会からの偏見に曝され、時には一方的な非難を浴びることがあります。警察に対しては、我々の味方であって欲しい、少なくとも健常者と同等に扱って欲しいという願いがあります。今回の件についても、当事者および保護者は世間からの偏見だけでなく、頼みの綱であるはずの警察からも見放されたと感じています。今後とも是非自閉症について、適切な対応をお願いしたいと考えています。このためには当協会としても、警察官の自閉症理解をより進めるために協力できることがあれば、是非お手伝いしたいと考えています。本部長としてもこの件について是非ご検討下さい。

資料1： 西和警察署署員の対応について

資料2： 西和警察署署長の回答について

連絡先 住所 〒104-0044 東京都中央区明石町6-22 築地622 電話 03-3545-3380

社団法人 日本自閉症協会

西務第245号
平成24年4月16日

NPO法人 奈良県自閉症協会
理事長 河村舟二 様

西 和 警 察 署 長

申出に対する回答について

平成23年11月28日付けの申出について、下記のとおり回答します。

記

1「強要罪、侮辱罪にもあたる相手の親の行為に対して、警察が軒助行為を犯しているように思われます。この件について警察はどう考えているのか。」について

当時の状況は、児童の祖母が、警察からの連絡を受け西和署に到着された〇〇〇子さんに対して、若干のやりとりの後、「まず謝るのが先と違うんですか。私やったら土下座する。土下座はこうやるんや。」などと言って突然その場で土下座の格好をされました。その直後、〇〇さんが自ら土下座をして謝罪されたものと認識しております。

2「〇〇さん親子への謝罪を要求します。」について

このような経緯から、警察官の目前において違法な行為があったとの認識はありません。また、警察官が当該行為を封助するというようなことはなかったものと認識しております。従いまして、警察官に違法にわたるような言動は認められませんので貴意には添いかねます。

西和警察署署員の対応について

平成23年11月16日、奈良県西和署管内において、奈良県自閉症協会の会員およびその家族に対して、以下のような重大な人権侵害があったと考えます。

第1に、自閉症者は、じっと1点を見つめるとか、特定の物に対するこだわりが強いといった障害特性があることから、不審者や犯罪者と誤解されることがあります。本件も被害者の一方的な偏見に基づく証言に引きずられて事実認定をした上で、何の弁明もできない会員を一方的に悪いと決めつけるなど、障害者の特性を正しく理解し、これに配慮した警察活動が行われなかったことが誠に遺憾です。

を示すために自分のお腹をポンッと触らせる癖があります。そして、西和警察署の警察官からAさんの母親のところへ、相手の保護者がとても怒っているの、母親に来て謝るよにとの電話がありました。Aさんの母親は視覚障害(身体障害者手帳2級)があり、夜盲症のため夜間は、誘導者がいないと歩けないし、急に言われても、また休日の夜間ではガイドヘルパーの手配もできない旨を告げて、翌日相手宅に謝罪に行くからと述べたにもかかわらず、警察官は、「相手が騒いでいて、こちらとしても、対応出来ないの、タクシーでも来てください。」との対応でした。さらに「どうするねん。とさわいではるので、早く来てください」との催促の電話がありました。途方に暮れた母親は、方々へ電話をして、やっとひとりついてきてもらう知り合いを見つけて、警察

第2に、仮にたとえ犯罪行為があったとしても、自閉症者に対する差別発言が許されていいはずはありませんし、まして、その家族にまで謝罪をさせる理由にはなりません。しかも、公衆の面前で土下座をさせるなどという個人の尊厳を踏みにじる行為を強要しているのを黙認するなどというのは言語道断です。目の前で重大な人権侵害行為が行われているのに、正義を守るべき警察官がそれを止めなかったことに対して、強い憤りを禁じ得ません。

第3に、視覚障害があり夜間は一人では外出ができない者に対して、事情を説明して翌日何うと述べているにもかかわらず、タクシーに乗ってでもすぐ来いと呼びつけた点についても、障害に対する理解も配慮もまったくなく、不適切だと考えます。

に駆けつけ、その人に手引きお願いして、署内へと入りました。西和警察署には3人の警官がいて、一人はAさんが入所している施設へ電話をし、施設長に障害の程度や特徴を聴いていました。その前に、祖父からも「自閉症という障害について」聞き取りをしたそうです。しかし、警察官が相手にいくら伝えても、「逮捕しないのなら、両親があやまらなくては許さない」と言ったことで、警察官から相手に謝るよにと促されました。そこで、Aさんの母親は相手に申し訳ありませんでしたと何度もあやまりましたが、相手方はいくらあやまっても、あやまっても、「あんな奴、施設から出すな」とか、Aさんのように施設に入っている者はクズのように言いました。そして、「絶対ゆるさへん」「ネットに書いたろ」「新聞社に言おう」等々言われ、さらに相手から、「あ

本年8月に施行された改正障害者基本法に照らしても、自閉症のある者及びその家族に対する非常に問題のある行為と考えます。当協会は、奈良県警察本部に対して、ここに厳重に抗議するとともに、今後同様な人権侵害行為を起こさないための再発防止策を求めます。

記

当方が把握している事件の概要
平成23年11月6日、大和高田市在住の自閉症者Aさん(37歳)が祖父(88歳)とともに行った温泉施設で、4歳女兒の手を自分の体に触らせたとして、同兒の母親から通報がなされ、Aさんは祖父とともに西和警察署へ連行されました。Aさんは、自閉症と重度の知的障害(療育手帳A)を有しており、親愛の情

やまり方が悪い」と「土下座をしろ」と強要されました。Aさんの母親は土下座をして、警察署の窓口の前の冷たい床に頭をすりつけて、ひたすらお詫びの言葉を続けました。その間、警察官は止めようともせず、離れたところで冷ややかに見ていました。母親は、その後も相手が帰るまで、ひどい侮蔑的な言葉を浴びせられました。母親は涙が次々とこぼれて情けなかったとのこと。母親に付き添ってきた人が、警察官に対して、あまりにひどい相手方の物言いに止めてくれるよう要請しましたが、警察官は、別室へ促すこともなく、ただ、やりとりを傍観していました。



西和警察署長の回答について

平成24年4月16日付西和警察署長の回答によりますと、会員の母は自ら土下座をして謝罪をしたとあります。しかし、同人が警察署に到着してからのやり取りは後述のとおりです。確かに、4歳女児の祖母は会員の母の頭を押さえつけて土下座をさせたわけではありませんが、「土下座はこないするんや」と自らが土下座の格好を見せたからといって、強要していることに何ら変わりはありません。会員の母は自主的に土下座したのではなく、4歳女児の祖母や母からの誹謗中傷や脅迫に耐え切れず、かつ、それに何の救いの手も差し伸べようとしない警察官らの態度に絶望し、泣きながら土下座をしたのです。

問題の所在は、警察官らが女児の祖母や母による偏見に基づく差別行

為が行われているのを制止しなかったことです。しかも、付添の人が「ひどすぎるから止めてくれて」と言っているにもかかわらず、女児の祖父が見るに見かねて止めてくれるまで、放置したことです。さらに、視覚障害があり、夜間目が見えない会員の母が、「付添の手配がつかないから、警察にはいけないが、翌朝謝罪に訪れる」と言っているにもかかわらず、一切配慮をせず、何度も電話をして謝罪をしに来るようにと警察に呼びつけたことです。

障害者基本法は、“何人も障害者に対して障害を理由として差別することを禁止”しています。そして、“社会的障壁の除去を怠ることによって差別とならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮”を求めています。障害による直接差別とは、障害があることによる特異的取扱をいいます。自閉症者を「一生施

設に閉じ込めておけ」というのは明らかな差別発言です。また、もし仮に37歳の健常者が痴漢をした場合、その親に謝罪を求めるとでしょうか。土下座までさせるのでしょうか。警察は夜間目の見えない母を呼び出すのでしょうか。明らかに会員の障害を理由とした差別です。

障害者基本法は、“全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである”との理念に則り、“全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する”ことを目的として制定されました。そして、“国及び地方公共団体は、その社会の実現を図るため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務”を有しています。

したがって、警察官は、市民が障害者への偏見に基づき差別を行っていたらそれを正し、導いてしかるべきです。それを、「警察官の面前で違法な行為があったとの認識がない」と回答すること自体、人権意識のなさを露呈しているといえ、誠に遺憾です。改めて、各警察官に対する障害理解や人権啓発の研修等の再発防止策を速やかに実施するとともに、会員およびその母への謝罪を求めます。

○当方が把握している西和警察署に到着してからの概要

1. 会員の母は、女児の家族のところへ行き、すぐ「ご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。」と何度も謝った。すると、女児の母や祖母は、会員のことを「あんなもん、外へ出すな。」と、まるでクズやけだもののように言い、「絶対ゆるさ

へんからな。ネットに書いたるからな。新聞社にも言うたる。」と怒号を浴びせ続けた。揚句に、女児の祖母が、「そんなんで、謝ってるんか、あやまってないやないか、あやまるっていうのはこないするんや。」と言って、土下座をする真似をした。視覚障害のある会員の母のために一緒に付き添ってくれた人が「そこまですることないんちゃいますか。」と言ったところ、女児の祖母から「あんたは関係ない。」と怒鳴られた。そこで、その付添の人は、警察署の奥に行き、遠巻きに見ている警察官らに「やりすぎやから、とめてちょうだい」と言ったところ、警察官は「しゃあない。しゃあない。」と言い、「民事不介入やから」とまったく取り合おうとしなかった。

2. 会員の母は、だれも助けたくないと思い、土下座をして額を地べたにこすりつけて謝った。しかし、

それでも、女児の祖母や母は許してくれず、「障害があるからって、許されると思うたら大間違いや。」「ホンマに悪いと思ったら私やったら泣いてあやまるわ」と大声で言い続けた。会員の母は土下座したまま涙を流してずっとその状態で「すみません」と言い続けた。

3. すると、横で児童を抱いてあやしていた女児の祖父と思われる人が、「もうそのくらいでええやないか」と言ってくれ、ようやく解放された。

自閉症小6評価せず、通知表に斜線

高機能自閉症を抱える関東地方の当時小学6年の男児(12)が3月、ほぼ全教科の成績を斜線(評価なし)とする3学期の通知表を渡されていたことが分かった。男児はクラスの授業に出られなくなっていたが、ほぼ毎日登校。発達障害児らを支援する「通級指導教室」(通級)は週3時間しかなく、保健室や図書室で過ごしていた。専門家は「学習支援が不十分で、通知表の評価が全くできないほど放置していたのは問題」と批判している。母親(41)によると、男児は集団行動や字を書くのが苦手な一方、知能指数は高く、年500冊以上の本を読む。通級では算数や図工、集団行動などを学んだ。通知表は所見欄に「毎日少しでも教室で過ごそうと取り組んだ3学期でした」などと記されたが、国語以外の

学科評価は斜線だった。母親は「存在を否定されたようでショックだった」と話す。

校長は「国語だけ評価材料がそろった」と説明。毎日新聞に対し、校長は「取材は受けられない」としたが、地元教委には「成績をつけない場合は事前に保護者に説明する方針だが、対応が不十分だったなら申し訳ない」と述べたという。通級は国の規定で週8時間まで通えるが、男児は週3時間に設定され卒業まで変わらなかった。口頭ならテストを受けられたが、対応はなかったという。文部科学省特別支援教育課は「一般的に保健室での学習や通級による指導も参考に、評価はできる。子どもの状態に応じた支援を検討してほしい」と話す。東京都自閉症協会の尾崎ミオ副理事長は「同様の例は他にも聞いたことがある。学ぶ権利を奪っている」。特別支援教育に詳

しい東京学芸大の高橋智教授は「教育の放棄だ。子どもは最大限の多様な支援を受ける権利があり、これを保障するのが特別支援教育。理念が学校に浸透していない典型例だ」と語った。【田村佳子】毎日新聞 5月28日(月)15時1分配信…まさか奈良県ではこんなことは無いでしょうね(河村)

厚労省の事業によるもので

NPO 自閉症サポートセンター(千葉県柏市)がまとめた「発達障害のある人の障害者自立支援法のサービス利用実態に関する調査」に興味深いデータが出ています。皆さんの場合はいかがでしょうか。アンケートによる443名の分析内訳…自閉症協会(千葉)130特別支援校(埼玉)191入所施設(神奈川)48児童デー(岡山)73他1。○法改正についての保護者の情報源は？親の会や障害者団体が53.3%でトップでした。次が新聞の27.5%、福祉施設が25.1%と続きます。一方、市区町村の11%だけが本人等へ周知しているだけでした。○保護者が現在困っていること(上位10数字は複数回答の度数)・本人の将来を考えると減入る253(全回答者の6割近い!)・本人の世話で心身が疲れる159・きょうだい

に負担をかけている137・就労面の問題が心配120・本人を連れて外出するのが難しい118・勤めたいが本人のことで働けない115・行動障害への対応114・本人に合った生活環境をどのようにつくったらよいかわからない113・自分の自由な時間が取れない112・本人の友人関係の問題が心配100。以上東京都自閉症協会の今井さんからの情報です。(河村)



特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会主催

平成24年度 保護者の為の自閉症理解と生活支援ワークショップ

自閉症として生まれてきた子供と楽しく過ごすために！
 ちょっとした工夫をして、ちょっと考えかたを変えてみて・・・
 自閉症の子どもをもつ親どうし、一緒に学びませんか？

- 対象者 : 奈良県内在住の自閉症の診断を受けた子どもの保護者
 子どもの年齢は問いません。全8回 出来る限りご参加出来る方
- 定員 : 20名
- 参加費 : 資料代、場所代 500円 (会員は無料です)
- 講師 : 波多野 伸江先生 (臨床心理士)
- 場所 : 奈良県心身障害者福祉センター (田原本)
 SKIP教室 大和郡山市泉原町10-3 (補習場所)
- 時間 : 10:30~12:30 (1回目終了しましたが 途中参加もOKです)

全8回予定 日程表

| 日時 (田原本) | 内 容 | SKIP教室での補習日 |
|-----------|---------------------|-------------|
| 6月 7日 (木) | 自閉症って何？ | 6月19日 (火) |
| 7月 5日 (木) | 評価について 我子の事を知ろう！ | 7月10日 (火) |
| 9月 6日 | 構造化って何？ どうして必要？ | 9月11日 (火) |
| 10月 4日 | コミュニケーションについて その1 | 10月5日 (金) |
| 11月 1日 | コミュニケーションについて その2 | 11月2日 (金) |
| 12月 13日 | 困った行動？どうしたら | 12月14日 (金) |
| 1月 24日 | 困った行動？ どうしたら？から 何故？ | 未定 |
| 2月 21日 | まとめ 質問 | 未定 |

*21年度~23年度の参加者の引き続きの参加も大歓迎です。

更に 実践内容を取入れて計画中！！

*奈良県心身障害者福祉センターの日程で参加出来なかった回は

補習日を設けてSKIP教室でビデオ学習等で対応致します。(補習日参加は事前に連絡が必ず必要です。)

*補修日には 毎回の課題ワークのフォロー等も行います。

*リピーターの方向けの フォローアップ内容も用意しました。

勉強会に参加の方から 24年度もSKIP勉強会を
 大和郡山市泉原町のSKIP教室にて開催したいと思います。
 支援グッズや個別課題等のいろんな資料や、自閉症や発達
 障害の本やこれまでの講演会ビデオなども置いてありますので
 補習日には、お時間のある限り見ていただけます。

実践勉強会、SKIP 療育クラス案内

2012年度も SKIP 療育クラスを予定しています。メンバーには これまで子供の療育に通いながら実践されてきた保護者も加わり、養護の先生たち、以前の実践セミナーの体験者です。いろいろな形で子供と関わりながらの支援を一緒に進めていきませんか。お待ちしております。

参加資格は 過去に「保護者の為の勉強会」や 奈良県自閉症協会の講演会に参加された方、本年度の「保護者の為のワークショップ」に参加対象にします。【リピーターも可】

SKIP 療育クラスの予定

☆6月からの 月曜日や 土・日曜日を中心に 子供さんグループに合わせて

参加費 1,000円(教材費 場所代、会員 500円)

勉強のための保護者だけの参加も大歓迎です。

先生や自閉症に関わってくださっている全ての関係の方のご参加もお待ちしております。

保護者のための・実践とも

問い合わせ・申込み先

TEL/FAX 0743-25-4299 (留守電へ)

E-mail naraskip@yahoo.co.jp (携帯からもOK)

| 名 前 | 年 齢 | 所 属 |
|---------------|--------------|----------------|
| 〒 | | |
| 住 所 | | |
| 電話番号 | メールアドレス | |
| 保護者のワークショップ希望 | SKIP 療育クラス希望 | |
| () 通常 田原本参加 | () 日曜日 午前 | () 日曜日 午後 () |
| () 泉原 SKIP | 月曜日 15時~ | |

SKIP教室

周辺案内図



○電車でお越しの方：

JR 大和小泉駅(西口)より奈良交通バス「矢田山町」行き「泉原南口」停留所よりすぐ。
近鉄郡山駅より奈良交通バス「泉原町」行き「泉原町」停留所より徒歩2分

○お車でお越しの方：

国道25号線「小泉町西」交差点を北へすぐスーパー「ハッスル」の斜め前
セレミューズ矢田山の北隣り
美容院の2階です。
駐車場もあります。(2~3台)

過去講演会の録画 DVD による勉強会

* 21年度～23年度、奈良県自閉症協会主催の講演会を録画した DVD を
使用しての勉強会を 毎週月曜日を中心に 計画いたしました。

ご参加希望の方は 3日前までに必ず 申し込みをお願いいたします。

場所 : SKIP教室 大和郡山市泉原町10-3

時間 : 10:30～12:30

参加費 : 500円(場所代、会員無料)

勉強会では A 又は B のどちらか 一方のみの参加になります。

| 日 時 | DVD A | DVD B |
|-----------|--|-------------------------------------|
| 9月3日(月) | その子らしさを生かす子育て 吉田友子先生 (H22.1.30) | 子供たちの将来に向けて 中山清司先生 (H23.9.4) |
| 9月18日(火) | 自閉症の子供たちのよいところ 佐々木正美先生 (H24.4.22) | 5回連続講座 ①自閉症の特性 山根和史先生 (H23.10.3) |
| 10月15日(月) | 自閉症の理解と支援 「余暇活動とソーシャルスキル」 門真一郎先生 (H22.10.17) | ②「評価」 高橋亜希子先生 (H23.11.21) |
| 10月29日(月) | 「問題行動への対応」 門真一郎先生 (H22.1.17) | ③「構造化」 譲田和芳先生 (H23.12.19) |
| 11月5日(月) | 自閉症の理解と支援 「司法と行政の共同活動から」 森繁樹先生 (H22.12.4) | ④『コミュニケーション』 中山清司先生 (H23.1.16) |
| 11月13日(火) | 「自閉症児者が安心して暮らせる町をめざし て」大屋滋先生 | ⑤「問題行動」 中山清司先生 (H22.1.18) |
| 11月19日(月) | 「発達障害・自閉症に対する行動問題の理解 と支援」 岡村章司先生 (H24.1.22) | NHK フォーラム リカイヒロメタインジャー講演 |
| 12月 3日(月) | 自閉症の理解と支援 「精神科医療の情報を中心に」 飯田順三先生 (H23.2.13) | NHK フォーラム シンポジウム |

問合せ・申込先 TEL/FAX 0743-25-4299 (留守電へ)

E-mail naraskip@yahoo.co.jp (携帯からもOK)

発達障害データベース化 発 阪大など5大学、療育法提供へ

大阪大や浜松医科大など5大学は今年度、自閉症や学習障害といった子どもの発達障害に関する医学データを集約し、適切な治療教育の方法を導き出すデータベースの整備を始めた。根拠に基づく療育法を関係施設や学校に提供するのが狙いで、秋頃には運用を始める予定。将来は、家庭のパソコンなどで保護者も利用できる簡易型データベースも作り、障害の早期発見・対処のための情報を盛り込んでいく。(水谷工)

ほかに金沢大、福井大、千葉大が参加。いずれも発達障害の研究や療育方法の開発などで実績がある。各大学には「子どものこころの発達研究センター」が設置され、連携しながら研究や教育を行っている。発達障害のデータベースのイメージ

集約されるデータは、▽遺伝子▽脳画像、脳機能検査▽心理・行動テスト▽臨床診断▽療育方法と効果——などで、約1万4000人分、5万件以上に上る。

データは現在、各大学ごとに管理されており、他大学のデータとの関連はほとんど調べられていない。このため、データベース化では、「ある脳画像のパターンと、ある療育方法の効果に高い関連がある」などと、データ間の関連性を相互に結び付けていく。そうすることで、障害の種類や程度、年齢ごとに有効な療育方法や教育プログラムのパターンを蓄積できるという。

施設などで、子どもの脳画像の特徴や臨床診断などのデータを入力すると、その子に最適な療育方法などを呼び出せるようにする。個人情報を含むデータは全て匿名化する。

データベースは、障害の原因解明

に向けた研究にも活用する。今後は他の医療機関や自治体などにもデータ集約への参加を呼びかける。大阪大の片山泰一教授(神経化学)は「過去の経験や事例だけに頼ると、誤った療育で症状を悪化させる可能性がある。一人ひとりの子どもに合った療育を実現したい」と話している。

◆小中学生の6%

発達障害は、先天的な脳機能障害が原因とされる。対人関係を築くのが苦手な自閉症やアスペルガー症候群、読み書きや計算の習得が難しい学習障害、衝動的に行動しがちな注意欠陥・多動性障害などがある。

早期に適切な療育を行えば、生活能力や学力を伸ばせる。文部科学省の2002年の調査では、特別な配慮が必要な発達障害と思われる小中学生は6%と推計されている。

(2012年4月30日 読売新聞)

重症心身障害児学園・病院バルツァ・ゴテル発達外来のご案内

お手さまの発達全般・日常生活におけるさまざまな悩みについて、お気軽にご相談ください。長年、小児の神経発達に携わってきた専門医師がお話を聴かせていただき、ゆっくりと診察いたします。なお、お子さまの年齢は問いません。

◎日時：毎月第2、3木曜日、午前11時から午後4時まで

◎担当医師：家森百合子

◎診察までの流れ：

①予約制です。まずはお電話での予約をお願いいたします。

②診察日時が決まりましたら、問診表をお送りします。

③事前にご記入頂き、郵送かファックスでご返送ください。

*当日は健康保険証、受給者証など

をご持参ください。

バルツァ・ゴテルへは JR 奈良駅より、佐保短大行バス菟が丘バス停下車、東へ徒歩15分弱・マイカーの場合、駐車スペースあり連絡先：〒630-8425 奈良市鹿野園町1000-1

電話：0742-21-7111、

FAX：0742-21-7112

外来担当看護師 由木さん

スヌーズレン講演会の案内

2012年1月にデンマークのISNA本部から日本支部として正式に認可を受けた「全日本スヌーズレン研究会」の主催で2012年8月5日(日)に、三重大学でスヌーズレン研究の第一人者であるマーテンス博士(前ISNA代表)の講演会が開催されます。世界の施設や学校、病院などでスヌーズレンは「レジャー・教育・セラピー」として積極的に活用され

ています。この世界のスヌーズレンを今日までリードしてこられたマーテンス博士の講演「世界のスヌーズレン」です。貴重な世界のさまざまなスヌーズレン場面の写真を交えて、スヌーズレンの定義や実践などをわかりやすく解説してくれます。講演会への参加者希望者は研究会ホームページ・セミナー案内をご覧ください。

<http://www.isna-mse.jp/pages.html>

日時：平成24年8月5日(日)14:00~16:30(開場13:00)

場所：三重大学・共通教育190番教室

対象：興味・関心ある人はだれでも参加費3000円会員2000円

申込み：件名：講演会参加希望・氏名・所属・職名。送信先 info@isna-mse.jp

問い合わせ：〒514-8507 三重

県津市栗真町屋町1577 三重大学
教育学部 姉崎弘研究室 ISNA
日本支部 全日本スヌーズレ
ン研究会 TEL:059-231-9332
FAX:059-231-9332

○送られて来た ISNA 日本支部全日本スヌーズレン研究会の案内にスヌーズレンがに自閉症児に効果があった例が報告されています。奈良県の学校や支援機関でもぜひ試して頂きたいと思います。(河村)

[スヌーズレン教育の成果—最新情報!] ◆自閉症児に対する「スヌーズレン教育」の効果(報告) ◆学校現場でのスヌーズレンの授業で自閉症児に良い変容が見られています。

小学校特別支援学級に在籍する知的障害を併せ持つ自閉症児に対する「スヌーズレン教育」を、この4月から実践を始めました。その教育効果が報告されましたので、以下にご紹介します。

した。しかしスヌーズレンの授業では、リラックスして、本児の好きな光刺激で十分に楽しく活動することにより、スヌーズレン終了後は、担任との会話も自然にできるように少しずつ変化してきています。この学習によって、自分の気持ちを解放して情緒を安定させ、気持ちをコントロールしたり、人とのコミュニケーションのとり方を新たに学習することができてきたと感じています。

今後、このスヌーズレンの授業を毎日、午前中の早い時間に帯時間の指導として位置付けることで、その後の授業に落ち着いて取り組むことができ、学校での1日の学習や生活がより楽しいものになるのではないかと考えています。また、今後、服薬に頼らなくても、このようなスヌーズレン教育を通じて、本児の情緒面を安定させることで、学習活動により集中して取り組むことができ

学校では、情緒が不安定になることが多く、気持ちの切り替えができなくて、授業に集中して取り組むことが難しい自閉症の子どもが、今では毎日、スヌーズレンの授業を心から楽しみにして登校しています。スヌーズレンの空間は、特別支援学級の教室の奥に設定し、毎日「自立活動」の指導としてこの活動を取り入れ、午前中15分間行っています。主に、光刺激と音楽、アロマテラピーを使っています。

特に、本児はソーラープロジェクターの映し出す映像(ロケットや花火など)が大好きで、壁に映った色鮮やかな映像を注視して、手でさわったり、自分の手や体に映してよく見えています。さらに部屋のいろいろなところ、たとえば天井に映したり、自分で布を手にして広げ、その布に映った映像を見たりして、自分から主体的に遊びをさまざまに工

そうに思われます。

さらに詳しい内容をお知りになりたい方は、本研究会の機関誌『スヌーズレン研究第1号』(2013年3月発行予定)に研究論文を掲載しますので、そちらをご覧ください。またこのような「スヌーズレン教育」や「スヌーズレンセラピー」に関心のある方は、この機会に、ぜひ本研究会にご入会ください。ISNA日本支部全日本スヌーズレン研究会のホームページは、<http://www.isna-msee.jp/>です。一度ご覧になって下さい。

第1回発達障害児療育推進会議

主催：奈良県&奈良県発達障害支援センターでいあ〜

目的…発達障害児の支援は、早期から適切な療育を行うことが大切

夫しています。毎回、普段の授業では見られない集中力を発揮して、スヌーズレンの学習を存分に楽しんでいます。

スヌーズレンが終了後、隣の学習スペースで、机上での国語などの学習に取り組みせると、教師の指示を聞いて、落ち着いて自分の席に座って学習ができています。今まで苦手としていた漢字を書く学習にも取り組めるようになりました。スヌーズレンの授業の後は、1時間半から2時間くらいの時間帯は、学習活動にも集中して取り組むことができます。このことは、スヌーズレン教育の大きな成果であると思います。

本児の場合、学校の中で、自分の興味がある内容以外は、気持ちをうまくコントロールすることができず、情緒が不安定になり、さまざまな学習活動に集中することが困難で

です。また、地域における療育サービスの向上や行政・学校・医療機関等の連携が重要となります。この推進会議は、地域における発達障害児の療育の推進を目指した新たな取組で、第1回は発達障害に関する制度や基礎知識、療育・支援等に関する基礎知識についての勉強会を開催します。

スケジュール：講演

①発達障害の基礎知識及び療育について

講師 奈良県立医科大学教授
飯田順三 氏

内容 発達障害の基礎知識について
発達障害児への療育について

②県内の発達障害相談及び専門支援について

講師 奈良県発達障害支援センター「でいあ〜」センター長 森山貴司
内容 でいあ〜における相談支援の現状について

発達障害児及び保護者に対する支援
について

日時：2012年7月6日(金)

開場 13:15 開会 13:30

終了予定 16:30

会場：奈良県社会福祉総合センター
6F 大ホール (〒634-0061 橿原市大久保町 320 番 11)

対象者：地域において発達障害児の療育・支援に携わる関係者の方々

参加費：無料

申し込み：メールにて下記の手順でお申込みください。

7月4日(水) 必着メールアドレス：
deardeer@m5.kcn.ne.jp

件名：「療育推進会議申し込み」

本文：お名前、ご所属、ご連絡先
(電話番号、またはメールアドレス)

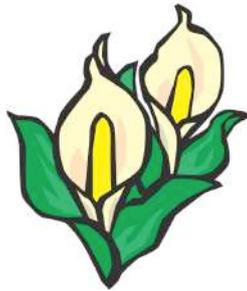
※メール送信が困難な場合は、Fax
(0742-62-7747) で上記内容を記載して送信してください

問い合わせ

奈良県障害福祉課療育係

TEL 0742-27-8517・でいあー

0742-62-7746



○6月20日参議院本会議で 障害者総合支援法が可決成立しました。財政危機に対処できず、当初の意気込みからは、ほど遠い内容になってしまった現政府の政治の弱体化について、マスコミ各紙とも不満や失望の記事内容となっています。(河村) 障害者総合支援法成立：政治主導の挫折…関係者失望

毎日新聞 2012年06月20日 21時23分

障害者総合支援法は自立支援法の抜本的改正にはならなかった。背景にあるのは民主党が掲げた政治主導の挫折。政権交代を実現した09年衆院選のマニフェストに自立支援法廃止を盛り込むなどハードルを上げすぎたばかりに、関係者の大きな失望や反発を招いた。「期待した政治主導はほとんど感じられなかった。厚生労働省はねじれ国会以降、政治主導の危機が去ったとみたか我々部

会三役に何も言わなくなった」こう憤るのは、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会で副部会長を務めた茨木尚子・明治学院大教授。10年参院選大敗を機に政治主導が急速にしぼんだと感じたという。自立支援法廃止の前に立ちほだかったのは、財源の壁とねじれ国会だった。加えて、廃止による自治体側の事務負担増大という事情も。そこで民主党は社会保障費の伸びを抑制し、他の施策との整合性を重視したい厚労省と歩調を合わせ、自立支援法をつくった自民・公明両党にも配慮して成立を優先させた。その結果、新法は自立支援法の枠組みに沿うものに。障害者らも議論に加わった同部会の部会長、佐藤久夫・日本社会事業大教授は「何のために招集されたのか」とあきれ。厚労省幹部は「民主党も障害者側も、政権交代で『なんでもできる』という高揚感があつた

のだろう」と解説。同党障がい者ワーキングチーム事務局長の初鹿明博衆院議員は「自立支援法ではなく応益負担廃止と表明すればよかった。批判は甘んじて受けた。障害者の暮らしを前に進めるため法案は党が泥をかぶってでも通すべきだと考えた」と述べた。【遠藤拓、夫彰子】

障害者総合支援法成立：サービス利用料無料化見送り

毎日新聞 2012年06月20日 21時19分

政府が現行の障害者自立支援法に代わり、今国会に提出していた障害者総合支援法案は20日、参院本会議で民主、自民、公明などの賛成多数で可決、成立した。重度訪問介護サービスの対象拡大など新たな施策を盛り込んだが、内閣府の障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が出した骨格提言はことごとく採用されず、障害福祉サービス利用料の原則

無料化も見送られた。サービス利用料を原則1割負担(応益負担)とした自立支援法を巡っては各地で違憲訴訟が起こされ、民主党が同法廃止を約束して原告団と和解。だが廃止は実現せず、自己負担も残った。元原告団らは20日夜の記者会見で「骨格提言が全く反映されていない。万感の怒りを持って抗議する」と非難し「政府の法的責任を徹底的に追及する」と再提訴も辞さない姿勢を示した。一方、知的障害者の親らでつくる「全日本手をつなぐ育成会」の田中正博常務理事は「障害者福祉は社会保障でも出遅れており、一歩でも前に進むことが重要」と評価。新法が難病患者を障害福祉サービスの対象としたことに「日本難病・疾病団体協議会」の伊藤たてお代表理事は「歓迎したい」と述べた。改正自立支援法「基本合意に違反」違憲訴訟の元原告ら

日本経済新聞 2012/6/20 21:47

改正障害者自立支援法が20日に成立したことを受け、同法を違憲と訴えた集団訴訟の元原告らが同日、厚生労働省で記者会見し、2010年に政府と元原告が和解に向けて調印した基本合意を挙げ「新法をつくる約束を踏みにじった」と批判。政府の部会が昨年8月にまとめた、福祉サービスの原則無料化などの提言も反映されていないと主張した。改正法は、法律の名称を「障害者総合支援法」に改め、難病患者も対象に加えることなどが柱。一部を除き13年度から施行する。

豊かに暮らしたい23年度版」の配布について

防災ハンドブックを印刷経費値段で御分け致します。

平成23年度WAM助成金事業 完了報告冊子

「奈良県で暮らす発達障害児者の為に豊かに暮らしたい23年度版」を作成致しました。

会員には、1冊郵送致します。

会員様で追加希望の方、会員以外でもご希望の方、団体様へ無料でお送りいたしますので送り先、何冊必要かをご連絡頂けますようお願いいたします。

(ご希望の数が多い場合は、ご相談させていただいたり、お時間を頂く事になりますのでご了承ください。)

(社)日本自閉症協会作成の 防災ハンドブック

平成20年に独立行政法人福祉医

療機構「長寿・子育て・障害者基金」助成事業により防災ハンドブックを作成いたしておりましたが、今回の大震災の経験からさらに補強をする必要を感じ、厚生労働省平成23年度障害者総合福祉推進事業「災害時における自閉症をはじめとする発達障害のある方の行動把握と効果的な情報提供のあり方等に関する調査について」により内容の見直しをいたしました。

防災ハンドブックは(社)日本自閉症協会HPよりもご自由にダウンロードでき作成していただけます。
<http://www.autism.or.jp/bousai/index.htm>

防災・支援ハンドブックは家庭用のプリンターなどでA4用紙に印刷(小冊子の印刷として両面印刷・・・プリンターによりできないこともあります)をしていただき、二つ折りにしていただきますと、A5版のハ

ンドブックを作ることができます。みなさまの防災に役立てていただきますようお願いいたします。

今回の新バージョンのハンドブックの増刷りを購入いたしましたので

ご希望の方に 経費分のみのご負担で御分け致します。

*家族用190円

(会員には1冊無料でお送りします)

*支援者用110円2種類あります。

「豊かに暮らしたい」「防災ハンドブック」冊子

問合せ・申し込み先 TEL/FAX 0743-25-4299 (留守電

へ) E-mail naraskip@yahoo.co.jp (携帯からもOK) 御手元に お届けできるまで お時間が かかります事をご承いただけますようお願いいたします。



発行人：関西障害者定期刊行物協会
住所：〒543-0015 大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F
編集人：河村 舟二
定 価：100円